

博士学位論文審査要旨

2017年7月18日

論文題目： 戦後沖縄の基地と軍用地料問題—地域を内部から問う女性運動—

学位申請者： 桐山 節子

審査委員：

主査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	富山 一郎
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	太田 修
副査：	人文科学研究所 教授	庄司 俊作
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 客員助教	鄭 柚鎮

要旨：

桐山節子氏の博士論文は、沖縄県国頭郡金武町における米軍基地に関わる軍用地料の配分をめぐる社会運動を、綿密なフィールドワークと資料調査により戦後沖縄の女性運動のなかに位置づけると共に、いわゆる沖縄における軍用地料問題の歴史的意味を、戦後沖縄史の中で検討するものである。論文は、序章と終章を加えて全8章で構成されている。また聞き取り調査をした人数は100名をこえている。

本論文で扱っている金武町における軍用地料の配分問題は、男性の世帯主のみにその配分資格を定めていたことが問題となってきた。この差別的配分に対するこれまでの研究はすでに複数存在するが、強調点の違いはあるものの総じて「村社会と古い家父長制による女性差別」として議論され、また同時に沖縄における反基地運動との接点は検討されていない。これに対して桐山氏は、まず女性を排除する共同体と家父長制自体が、高額の軍用地料によって再編されてきたものであることを実証的に明らかにし、また同時にこの再編された共同体が、単に女性排除というだけではなく、よそ者排除の論理をもっていることを浮き上がらせた。そしてこの「よそ者」として扱われた人々こそ、隣接するキャンプ・ハンセンにかかわって登場した新開地と呼ばれる歓楽街であり、そこで働く人々だったのである。同地で働く女性たちは、「復帰」前に沖縄における離島、あるいは奄美諸島から流入した人々が多く、またその後フィリピンからの出稼ぎ労働者たちも流入した。軍用地料により再編された地域社会は、こうした女性たちが米軍相手の歓楽街において日常的にさらされる暴力を、隠蔽する役割を果たしていたのである。こうした検討を経て桐山氏は、軍用地料配分のあり方を問う運動が、地域社会を内部から問う運動としてあることを明らかにし、またさらに、どこまでこの歓楽街で働く人々との連帶がありえたのかという点を、議論の焦点として設定したのである。以下、各章で展開された内容の説明を行い、同学位請求論文への総合的な評価を記す。

まず序章では、対象とされる軍用地料問題にかかわる先行研究ならびに本論文の方法論が検討されている。その際、桐山氏が注目するのは、軍事基地と地域社会の関係であり、その関係の結節点として軍用地料を重視している。この軍用地料が地域社会に及ぼす影響について桐山氏は、来間泰男氏らの研究を批判的に継承し、軍用地料が地域社会に重層的な利権構造を生み出していくことに注目している。またこうした利権構造の中で女性運動の意義を、実証的に位置付けていくことが本論文の課題とされている。さらに、軍用地料配分をめぐる裁判闘争をなった「ウナイの会」を、沖縄における女性運動の歴史的な経緯の中で位置づけ、この団体が1980年代の男

女共同参画社会にむけての様々な政策と関係していることが指摘されている。第一章では、沖縄における近代の展開と地域社会についての歴史的な前提について、概説的にまとめられている。第二章では軍用地料が 1950 年の土地闘争以降どのように展開したのかについて綿密に分析するとともに、それが本論文で扱う金武町に及ぼした影響について実証的に検討されている。その際、入会団体の役割が重視され、この点が第四章で展開されている金武町における金武区と並里区の比較検討の、一つの軸となる。第三章では、軍事基地と地域社会の関係を人の移動から検討している。より具体的には基地建設にかかる労働力と米兵に対するサービス産業の形成であり、後者については地域社会と米軍による基地被害の結節点となる。すなわち女性への基地被害と地域社会の関係は、こうした歓楽街への人の移動を地域社会がどのように受け止めていったのかという問題として浮かび上がるのである。第四章では第二章、三章の検討をふまえ、金武町における金武区と並里区の二つの地区を比較検討している。すなわちこの二つの地域は軍用地料配分において異なる対応をしており、その対応の違いを地域社会のありかたや利害構造の差異として分析している。第五章ではこうした地域社会の実証的分析をふまえ、軍用地料配分をめぐる裁判闘争について裁判資料の綿密な分析をふまえながら検討している。その結果、最初にも述べたようにこの裁判がたんに「村社会と古い家父長制による女性差別」をめぐる問題ではなく、地域社会の複雑な利害構造にかかるものであり、この点にこそ軍事基地を抱える地域社会の問題があることが明らかになった。第六章では、裁判闘争を担った「ウナイの会」が、軍用地料の公平な配分を求めていただけではなく、地域社会自体を作りかえようとする運動であったことが考察されている。すなわち軍事基地の存在により再編され複雑な利害構造を持つことになった地域社会を問い合わせ直す運動として女性運動を位置づけ、そこに米兵による性暴力を地域社会の問題として受け止める可能性を探ろうとしたのである。

これまで軍用地料と反基地運動のかかわりは、軍用地料を欲する基地肯定派と反戦地主の二分法で議論される傾向にあった。桐山氏の研究は、賛成か反対かといった安易な二分法で運動を語るのではなく、地域社会の内部に入り込み、その内的論理から運動の可能性を探るものである。このような観角で、軍用地料問題を扱った研究は未だない。そこには、フィールドワークで得た問いを、フィールドワークに再度持ち込み検討するという往復運動を、桐山氏が極めて誠実にやり遂げたことが深く関係する。こうした努力により、軍事基地と地域社会の複雑な連関の中で女性運動を位置づけることに成功したと考える。また基地賛成か反対かを越えて、沖縄における平和運動を、いかなる地域社会を作り上げるのかという問い合わせをして考察した点も、これから沖縄戦後史研究に大きな貢献を成すと考えられる。この今後の可能性については、いまだ明確に提示されているとはいがたいが、本審査委員会は、桐山節子提出の学位請求論文を、博士（現代アジア研究）（同志社大学）の学位を授与するのにふさわしいものであると認める。

総合試験結果の要旨

2017年7月18日

論文題目： 戦後沖縄の基地と軍用地料問題—地域を内部から問う女性運動—

学位申請者： 桐山 節子

審査委員：

主査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	富山 一郎
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 教授	太田 修
副査：	人文科学研究所 教授	庄司 俊作
副査：	グローバル・スタディーズ研究科 客員助教	鄭 柚鎮

要旨：

学位申請者・桐山節子に対する総合試験を2017年7月6日18時から同19時30分まで、同志社大学志高館SK116にて実施した。前半の40分は申請者のプレゼンテーション、後半50分を質疑応答にあてた。学位申請者は、本論文の問題意識、課題と方法、具体的な分析内容を、自らのフィールドワークの経験を交えながら各章ごとに丁寧に説明し、審査委員からの質問に対しても的確かつ誠実に答え、本研究の学術的意義と今後の発展可能性について説得的に述べた。

本論文の主要部分は、査読付きの学術雑誌で複数発表されており、また関連して多くの国内外での学術報告が存在する。こうした研究業績との関連についても、質問がされ、申請者からは明快な応答があった。また研究遂行上必要とされる英語能力も、十分であることが確認された。よって、審査委員一同は、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：戦後沖縄の基地と軍用地料問題－地域を内部から問う女性運動－

氏名：桐山 節子

要旨：

本論文は、沖縄県国頭郡金武町における米軍基地に関わる軍用地料の配分をめぐる社会運動を、フィールド・ワークと資料調査から戦後沖縄の女性運動の中に位置づけるものである。それはいわゆる沖縄における軍用地料問題の歴史的意味を、戦後沖縄史の中で検討した。

なぜこの問題を扱うのか 沖縄の反基地運動や平和運動では、女性たちが牽引的な位置にあることがわかる。特にこれは 1995 年以降顕著で、地域社会の日常的な女性活動を通じて基地の町の生活問題を問い合わせ直すという、本土では見られない構図であろう。

課題の論点は沖縄特有の歴史と現在の情況、日本全体の約 74% に当たる米軍基地が集中し重要な問題となっていることにかかわる。基地建設とその維持は地域経済の振興となつたが、地域に軍用地料と性暴力にかかわる複雑な緊張をもたらし、その問題は長らく口に出さないこととされてきた。

そこには女性たちが基地周辺の生活圏で頻発する性暴力被害に黙さざるを得なかつただけでなく、固有の家父長制、貧困、その上さらに、基地の軍用地料の利権から排除されてきた問題があった。それが 1995 年の沖縄米兵少女暴行事件への抗議、その後に軍用地料をめぐる女性差別問題へつながったといえよう。こうした問題は地域における生活の安全保障問題、女性の政治参画、軍用地料の配分と使途に関係している。

また金武町には、基地門前の歓楽街に女性差別の影とも呼べる新開地女性従業者（例えばホステス）が就業してきた。女性運動の参加者がどこまで歓楽街で働く人々との連帯がありえたのかという点も、議論として設定した。

具体的には、1990 年代から 2000 年代前半に金武町字金武（金武区と並里区）でたたかわれた軍用地料をめぐる女性運動（金武山訴訟を含む）を課題とした。

軍用地料の配分問題は、男性の世帯主のみにその配分資格を定めていたことが問題となってきた。この差別的配分に対するこれまでの研究は、地縁共同体と慣習に潜む女性差別として議論され、同時にたたかわれた反基地運動との接点は検討されていない。

そのため女性たちが、軍用地料の獲得と基地被害抗議を併行してたたかかった行動の根にあるものは何かという問い合わせ、本論文の出発点である。

字金武の女性運動 戦後基地の町となった金武町の金武区と並里区では、軍用地料の配分をめぐり 1990 年代前後の十数年間、女性運動が行われた。その運動は並里区では、運動課題が地域団体の協議で達成されたが、金武区では裁判に持ち込まれ 2006 年 3 月に最高裁判決が出た。それは敗訴に終わり、一部が和解として差し戻された。

金武山訴訟は女性運動の後段で提訴されたもので、金武区の一部の女子孫¹が 2002 年に金武入会団体を相手取って、軍用地料の配分における女性差別を告発した裁判である。

この裁判に際し「人権を考えるウナイの会」(略称:ウナイの会)が結成された。ウナイの会は、軍用地料をめぐる女性差別解消を目的とし、金武町金武区に在住する女子孫約 70 人で結成された。彼女らの一部は、並里区で運動を行っていた 1998 年頃から署名運動に取り組んだ人々で

¹女・男子孫は 1906 年 4 月に旧金武区に居住していた男性の女・男の子孫。

あった。そのグループは2002年に拡大し提訴した。彼女らは2006年末頃までウナイの会として活動した。会は地域の老人会や婦人会の中から結成されたものでなく個人参加のグループである。

金武杣山訴訟は、これまで反基地運動と女性運動の視点から論じられていない。ウナイの会は軍用地料の使途を変えることによって、基地維持を支える地域を内部から変えようと主張していた。女性らは何に基づき、どのようにしてこれまでの地域秩序を変えようとまで主張するグループになり得たのだろうか。本研究ではそのことを検討し、ウナイの会が、沖縄の女性史にどのように位置づけられるかを浮き彫りにしようと試みた。

再構成される地域 金武町では地域社会が強権的な米軍の土地収用に直面し、その押しつけを条件闘争に持ち込む様相が垣間見られた。そこには戦前からの地域有力者が大きく関わり、彼らが積極的に動いた様子が窺われる。軍用地料が支払われるようになると、金武区の地域有力者らは入会団体を設立し、基地維持を支える軍用地料の利権構造を形成した。一方、彼らは基地門前にドル稼ぎと性暴力被害を町内に拡散させないためとして、新開地という軍人専用の歓楽街を造成した。

金武区の地域有力者らは入会団体会則に沖縄固有の慣習を利用し、区外出身者（=よそ者）に軍用地料が渡らないように会則を改正してきた。金武杣山訴訟はその経緯を明らかにした。このよそ者として扱われた人々こそ、新開地で働く人々だった。軍用地料により再編された地域社会は、こうした女性たちが米軍相手の歓楽街において日常的に曝される暴力を、隠微する役割をも果たしていた。裁判の原告女性は新開地の女性従業者に差別意識を持ちながら、性暴力事件について自らの経験も含め一言も口にしない。このことは、旧区民女性と女性従業者の関係が、単に重層的な差別構造と言い表せず、逆に語らないことが複雑な女性間のつながりを現していると思われる。

こうしたことから見えてくる金武区という地域は、戦後米軍基地を支える体制を半ば積極的に造り上げ、慣習やよそ者への排他性を再編・強化し、利益確保に向け変化してきたことだ。他方、地域秩序は沖縄戦を境に断絶したのではなく、むしろ急速に蘇り軍用地料が高額になるにつれ、地域と共に支えてきた女性を置き去りにしたまま作りかえってきた。

地域は、一見日米政府による強固な基地維持政策を支持し、軍用地料を介して従属的な立場におかれているようにみえる。しかし、実は地域を主導する人々は利権構造を形成し、軍用地料を維持するだけでなく増額し、地域秩序をコントロールしつつ、変化させてきた。そのことから地域と日米政府とは、単に従属的な関係とは言い切れず、その構造は日米政府との相対の中で地域をつくりかえってきた関係といえよう。そしてそれは、現在も変わりつつある何ものかという複雑さを浮き彫りにする。

地域の内部から問う 軍用地料問題がたたかわっていた頃、町では基地被害抗議行動が頻繁に行われていた。ところで金武杣山訴訟やウナイの会は、裁判の争点や慣習との関係で語られることが多い。町の反基地運動に触れないことは、軍用地料問題の一部分だけを切り取ることになり、問題の全容を説明できないと思われる。

そしてなぜこれまで反基地運動では、基地維持を支える地域内の力関係を変えることや軍用地料の使途を問うことが論議されなかつたのだろうか。そのことが金武杣山訴訟を家父長制・トートメ問題²として分けされることになったのではないかと思われる。基地維持の利権構造や軍用地料の使途を問い合わせ、地域をつくりかえようとする運動は反基地運動に含まれるべき視点と考えられる。

ウナイの会は自分のことは自分で決める決意をしている女性たち、それも長年働き続けた女性

²沖縄県教育庁文化財課史料編纂班『沖縄県史 女性編』沖縄県、2016年、537-539頁。

たちによる運動であった。会は女性差別問題でグループをつくったが、個人の生活問題をわかっている同士が、自身の利害からの発言や行動が保障され続け、互いの意見の違いを議論する関係性を維持できたため運動体として力を持ったと思われる。それは長年の地域秩序とは異なり、強制力をもたず、女性が抑圧されない緩やかな関係のグループであった。

会の会員は基地被害抗議運動に取り組みながら、県内と地域のネットワークが維持できた反面、反基地を表に出さない形でこそ、会が維持出来た要素もあったと思われる。それは、単に軍用地料の獲得と反基地運動が両立したという語りではない。女性運動を成立させた力は、基地被害や性暴力事件の恐れのない安全で安心な生活をつくろうという論点であったといえる。

加えて町には、長年生活の安全にかかわる要素を重視するのか、雇用や経済効果などを重視するのかという地域社会の利害に関わる問題がある。女性たちはこの問題を軍用地料に関わる基地の利権構造を変えるという論点から、地域を変えることを導きだし、地域の利害を超えて安全で安心な生活の獲得を発言したといえる。その論点こそが 1995 年以降に現れ、この運動が引き継いだ課題と考えられる。

そこへ行き着いたのは、激しい人の移動を助長する経済のグローバル化や 1990 年代の女性のネットワークづくり・政治参画の到達点として、価値観が変わったという言葉では十分言い表せない。女性らが働き続け自信を得て、生活の中に根深くある女性差別から出発した行動であろう。

それは地域における性暴力事件の多発だけでなく、米軍基地が集中し、その上地域社会が再構成されてきたという本土と異なる歴史の中で、女性は困難で複雑な問題と最もたたかわなければならぬという立場にあったといえる。これも女性を行動に立ち上がらせた理由である。地域に根を下ろし、もう一度安全で安心な生活を獲得すること、ここにこそ運動の正当性が見出せたのだろう。

言い換えるとこのような生活の問題は、基地維持を容認し軍用地料の使途を問わないこれまでの地域秩序に沿う組織では、語れなかつたともいえる。そのため、地域秩序に沿った組織とは異なるグループで、安全で安心な生活を優先するために結集することは、女性たちをより強くする力があり、新たな地域をつくることになるのではないかと考えられる。

新たな地域は男性主導でなく女性と男性によってつくり出す、公平性が保たれる地域である。その運動には、不断の行動を要し終わりがないだろう。こうした検討を経て本論文は、軍用地料配分のあり方を問う運動が、地域社会を内部から問う運動としてあることを明らかにした。